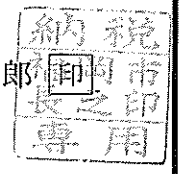
公　示　送　達　書

令和8年10月19日

下記の者へ送達すべき書類を、西区役所市民部納税課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市長　　髙島　宗一郎　印



送達を受けるべき者の氏名	別紙のとおり
送達すべき書類を特定するために必要な情報	1490

（注　意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、同条第２項の規定による措置を開始した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。